



■ 令和 6 年度障害福祉サービスの報酬改定に向けての検討事項について (抜粋)

障害福祉サービスの報酬改定に向けて、現在検討されている内容のうち居宅介護に関するものを抜粋して以下に記載いたします。その他の重度訪問介護、同行援護等につきましては参考資料をご参照ください。

(参考) 第 36 回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」資料 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35273.html

(1) 居宅介護の特定事業所加算の加算要件の見直しについて

居宅介護は障害者だけでなく障害児も支援の対象としており、在宅における医療的ケア児等の支援として、重度障害児への支援を評価できるよう、特定事業所加算の要件の見直しを検討してはどうか。

具体的には、特定事業所加算の算定にあたり、専門的な支援技術が必要とする重度障害児への支援が評価できるように、加算要件の「③重度障害者への対応」、「④中重度障害者への対応」の中に、「重度障害児（重症心身障害児、医療的ケア児）への対応」を追加することについて、検討してはどうか。

※ 障害者を中心に支援を提供している事業所は、重度障害児への支援を行うための人材育成に時間を要するため、現状において特定事業所加算を取得している事業所については、3年程度の経過措置を検討してはどうか。

(2) 通院等介助等の対象要件の見直しについて

居宅介護の通院等介助等について、利用者の身体的・経済的負担の軽減や利便性の向上の観点から、居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域生活支援事業の地域活動支援センター等から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助等に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、支援の対象とすることを検討してはどうか。

※これにより、通所系の事業所等が行っていた居宅と事業所間の送迎の一部が不要になる。

■ 令和 5 年度末で経過措置期間を終了する令和 3 年度介護報酬改定の改定事項について

令和 3 年度介護報酬改定において、以下に掲げる 7 つの改定事項は、令和 5 年度末（令和 6 年 3 月 31 日）までに経過措置が終了する予定です。当該経過措置の終了まで残り約 6 ヶ月ですので、運営基準等を満たしているかご確認いただき必要な対応をお願いいたします。詳細は参考資料をご参照ください。

<全サービス>

- (1) 感染症対策の強化
- (2) 業務継続に向けた取組の強化
- (3) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け
- (4) 高齢者虐待防止の推進

<施設系サービス>

- (5) 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化
- (6) 施設系サービスの栄養ケア・マネジメントの充実

<訪問リハビリテーション>

- (7) 事業所医師が診療しない場合の減算の強化

(参考) 介護保険最新情報 Vol. 1174 令和 5 年 10 月 4 日令和 5 年度末で経過措置期間を終了する令和 3 年度介護報酬改定における改定事項について (依頼)

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2023/1005091757680/ksvol.1174.pdf>

機能紹介 提供票の送り先別仕分け機能

提供票を一括で印刷した際に、送付先の事業所別に仕分けされて印刷できる機能を追加しました。ご活用いただくことで仕分作業を大きく軽減できるので提供票のやりとりが楽になります。

詳細な操作方法については、メインメニューのメッセージリストからマニュアル (Ver10.14.0) をご参照ください。

(例) 利用票予定入力画面

※事業所ごとに仕分けされて印刷されます。



保守グループ 金沢 光哲

10月も後半になり、ようやく涼しくなってきましたね。秋は春に次ぐ出会いの季節と言いますが、弊社にも9月から新しく2名の社員が入社し研修に励んでいます。又皆様のお世話になると存じますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。